

社会保障審議会福祉部会(第5回)提出資料

藤野興一

〔事例①〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 鳥取こども学園 (鳥取県)
精神科外来での無料診療の取組み

(2)対象者

- 地域の不登校児童、被虐待児、発達障害児、低所得世帯の児童、DV被害児童等及びその保護者

(3)財源

- 1994年に、情緒障害児短期治療施設(入所施設)を開設して以来、精神科医師の無料診療として実施していた。2010年より正規の社会福祉法人立診療所へ移行。

(4)内容

- 児童虐待やDV、発達障害的症状を示す児童が増加する中で、情緒障害児施設等、何らかの福祉サービス・相談事業にも繋がっていない児童・保護者が、地域に数多く存在している。最近の様々な事件を見ても、それらに対応できる小児精神科医師は不足しており、深刻である。長年、児童福祉の分野で事業展開してきた当社会福祉法人の総合力を持って対応している。

〔事例②〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 鳥取こども学園 (鳥取県)
NPO 法人「子どもの虐待防止ネットワーク鳥取」を立ち上げ、法人が事務局を受け持ち、児童虐待防止等の諸活動を展開する取組み。

(2)対象者

- 2000年に市民運動として結成。鳥取県下全域を対象。

(3)財源

- 約200名の会員の会費及び寄付金、事業収入、一部委託費など。

(4)内容

- 鳥取市からの委託による「家庭訪問事業」:家庭訪問員(現在18名が実働)週1～3回ネグレクト家庭等を訪問し、母子等の支援を実施。月一回定例、必要に応じてケース会議実施。
- 要保護児童地域協議会の活性化への取組み。鳥取県の全市町村(19)の実態調査を行い、「鳥取県要対協連絡協議会」の立ち上げを準備中。
- 要対協の個別関係者会議、実務者会議、代表者会議等の中心的存在として参加。
- 法人として独自に4人の人員配置をし、独自の空間で児相からの一時保護、市町村からのショートステイ・トワイライトステイを受託、児童家庭支援センターの24時間対応電話相談ともタイアップして緊急夜間対応も含めて対応している。鳥取県東部の施設が満床であり、常に、待機待ち状態が続いている。

〔事例③〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 あゆみ会（埼玉県）
施設退所児童の自立支援(アフターケア)の取組み

(2)対象者

- 法人が経営する児童養護施設の児童および埼玉県内児童養護施設児童

(3)財源

- 法人の自主財源

(4)内容

- 平成23年に、篤志家よりさいたま市内にある土地・建物の寄贈を受け、当園卒園児童並びに県内児童を受け入れ、施設退所後の自立を支援している。
- 住居費はもちろんのこと、電機・水道・ガス代等、公共料金も無料とし、法人で負担している。
- これまで4名の児童が利用し、保育士や医療従事者として活躍している。

〔事例④〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 共生会（東京都）
施設を退所した児童の自立支援(アフターケア)の取組み

(2)対象者

- 法人が経営する児童養護施設の退所児童

(3)財源

- 法人の自主財源

(4)内容

- 施設を退所した児童で大学等へ進学した児童は、学業と生計を両立するため、長時間のアルバイト等に苦しみ、学業を途中で断念してしまうケースが多く見受けられた。
- そのため、住む場所の確保への不安をなくし、学業に専念できる環境を整えるべく、法人所有の建物をリフォームし、退所児童が利用できるようにした。
- 建物の管理費や管理職員の人件費を始め、家賃や光熱水費も含め、すべて法人で負担している。

〔事例⑤〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 共生会（東京都）
家庭訪問型子育て支援(ホームスタート)の取組み

(2)対象者

- 地域の6歳以下の未就学児がいる家庭

(3)財源

- 法人の自主財源

(4)内容

- 子育てを経験した地域の方を「ホームビジター」として養成し、希望により地域で子育てをする家庭へ派遣、子育ての悩みや疑問を聞いたり、子どもと一緒に遊んだりすることで、子育てを側面から支援する。
- 地域の方を「ホームビジター」として派遣することにより、地域住民同士のつながりをつくり、身近な地域での福祉ネットワークをつくることも狙いとしている。

〔事例⑥〕

(1)実施主体・名称

○社会福祉法人 昭徳会（愛知県）

地域の子育てニーズに対応する短時間の無料託児の取組み

(2)対象者

○6か月～3歳までの乳幼児を子育て中の母親

(3)財源

○法人の自主財源

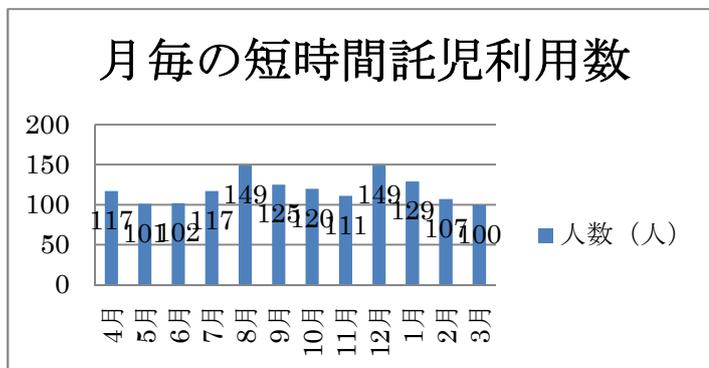
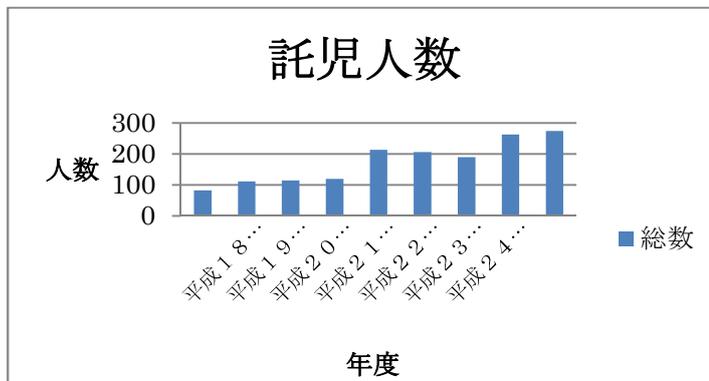
(4)内容

○近年核家族世帯が増加し、身近に身内が居ない為サポートをしてくれる人がなかなかいない。育児の負担感が多く、子育てに疲れてしまうといった声が保護者から聞かれ、地域からのニーズがあったので、平成17年7月より、10:00～12:00、13:00～15:00 2時間ずつの枠で短時間託児を無料で始めた。

○利用者の年齢は0歳～2歳児で第1子を持つ保護者の利用が多い。

○短時間託児を利用する理由としては、子どもと少し離れてリフレッシュをしたいと言った理由の方が利用者の半数以上を占めている。その他に通院、家事、幼稚園・保育園の入園にあたって慣らし保育をしたい。といった理由があげられている。

○最近では区内で、センターの短時間託児事業の認知度も広がっていて、主任児童委員、区役所、保健所からの紹介を受けて、利用者からの問い合わせが多くある。



〔事例⑦〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 大村子供の家（長崎県）
施設のもつ専門性を地域に還元していく取組み

(2)対象者

- 市内の学童保育に携わる主任・副主任

(3)財源

- 法人の自主財源

(4)内容

- 市学童保育連合会の9ヶ所の学童保育指導員(計32名)に対して、コモンセンス・ペアレンティングトレーニング(CSP)を実施している。
- 学童保育は、様々な子どもたちがいるため、担当の職員が日々の対応に苦慮しており、予算的にも厳しいため、職員による体罰等の防止も兼ね、昨年度より、法人が経営する児童養護施設の心理担当者と、児童家庭支援センターのソーシャルワーカー2名が、指導者としてトレーニングを実施している。
- 2名とも「神戸少年の町版コモンセンスペアレンティング」のトレーナー資格を持っており、1クール7回を前期・後期2クール実施している。参加費は無料である。

〔事例⑧〕

(1)実施主体・名称

- 社会福祉法人 子供の家（東京都）
施設等を退所した児童の自立を支援するための相談、その他サポートの取組み(アフターケア事業ゆずりは)

(2)対象者

- 児童養護施設、自立援助ホーム、養育家庭などから自立した児童・者

(3)財源

- 法人の自主財源、寄付金
(4年目の事業だが、平成25年度より都から助成金を一部受けることとなった)

(4)内容

- 施設を退所した児童等が、戻る家庭や家族がいなかったために生ずる次のような様々な課題に対し、気軽に相談できる窓口として、必要な支援を提供し、あるいは支援につなげる。
 - ・ホームレス状態である者、家賃の滞納が続いており、退去を迫れている者、望まない妊娠をした者、病にかかったが通院費を工面できない者などに対する生活全般の相談と支援。
 - ・不動産会社への同行や保証人についての相談、入退去時のトラブル対応等、住居の賃貸借契約に係る支援。
 - ・高卒認定試験を始め、進学に向けた支援。
- 昨年度は206名から、延12,000件の相談を受けるなど、大きなニーズがある。